

週刊エフアンドパートナーズ

平成30年3月12日号



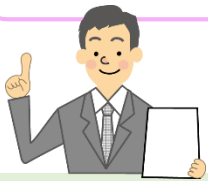
「抵当権の設定登記」に必要な書類

債権者（銀行など）が債権を保全する目的のために、
債務者（借入れを希望する方）の所有する**不動産に対して抵当権を設定します。**

債務者 = 抵当権設定者

債権者 = 抵当権者

債務者自身の不動産に対して抵当権を設定するのが一般的ですが、
親族等の第三者の財産に対して抵当権を設定する場合があります。
このときの第三者も抵当権設定者あり、**物上保証人**とも呼ばれます。



抵当権設定には、以下の書類が必要です。

1. 権利証（登記済証もしくは登記識別情報）

担保に入れる不動産の権利証です。

実際に借入れをされる方以外の不動産を担保に入れる場合はその不動産の権利証が必要となります。

2. 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

「担保に入れる不動産」を所有している方の印鑑証明書です。

3. 代理権限証明情報（司法書士への委任状）

登記申請を司法書士に委任する場合は、

抵当権者（金融機関）・抵当権設定者（不動産の所有者）それぞれから
司法書士に対する委任状が必要になります。

抵当権設定者の委任状には、実印を押印していただきます。

抵当権者の委任状は実印でなくても差し支えありません。

4. 登記原因証明情報

登記をする原因となった事実（売買や、金銭消費貸借等）を明記した書面です。

「抵当権設定契約書」を使う場合もありますが、抵当権設定契約書に加えて、
登記を申請する専用の「登記原因証明情報」という書面を別途作成する場合があります。

抵当権についてのご相談はF & Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

草津市 みやぎ様

すべての事案を一任出来る

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

司法書士法人
F & Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

